

しかし、甲は、この原因は基礎の施工にあたりレベルがとれていないことにあるとして、買取り又は建替えを求めた。

これに対して、乙は、補修には応じるが、買取り又は建替えには応じないと主張して、紛争になつた。

## 二 調整手続の経過

委員二名（弁護士一名、行政一名、建築一名）により四回の調整を行つた。調整の過程でも甲は、当初乙が買取戻すか、又は現在の建物を取り壊して建て直すことを主張したが、乙がこれに応じないので、結局不具合の個所を補修することで納得した。

しかし、甲は、乙の工事は雑で信用できないと、乙に対し極度の不信感を抱いていたので、補修工事は甲が選定した業者が行うこととし、その費用を乙が負担することで両者了解した。工事の内容については、甲から二〇五万円の見積りが出されたが、乙は単価が過大であるとして、納得できるのは一〇〇万円だと主張した。

委員から、諸般の事情を勘案して、和解金一三〇万円を提示したところ、双方納得し、和解に至つた。

## 三 和解の内容

- ① 乙は、甲に対し、本案件にかかる解決金として、金一三〇万円の支払義務があること認め、右金員全額を本日支払い、甲はこれを受領した。
- ② 甲及び乙間には、本案件に関し、前条に

- ③ 甲及び乙は、今後互いに本案件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切の請求及び異議申立をしないものとする。
- ④ 甲は、本案件に関し、埼玉県へなした乙への申立を取り下げる。

## 特定紛争案件／七年度第一号のあらまし

### 浸水の調査義務等をめぐるトラブル

伊藤 隆之

#### 一 紛争の概要

買主甲らは、平成五年四月十一日、売主乙より、業者丙の媒介で、中古（築十三年）の戸建住宅（宅地八〇・一二m<sup>2</sup>、私道部分一三・二七m<sup>2</sup>を含む、木造瓦葺二階建、延面積積六八・七二m<sup>2</sup>）を代金四、二五〇万円で購入して、六月二十九日引渡しを受け入居した。

本件物件は、青梅街道から分岐した鎌倉街道を少し入った所の物件で、公共雨水管の整備が遅れている所であった。

入居して約一年経過した平成六年七月七日、

そこで甲らは、本件契約にあたり浸水について何の説明も受けておらず、事前に知つておれば購入しなかつたとして、乙に対しても、契約の解除又は損害賠償として八五〇万円（売

買代金の二割)の支払いを、また、丙に対して、媒介手数料(一三七万円)の返還を求めた。

これに対して、乙は、①入居して十三年になるが、これまで玄関まで水がきたことは二、三回あるが、いずれも問題はなかつたこと、②昭和六十二年の集中豪雨も、カーポートは浸水したが、すぐ水は引いて、家の中までは入つていないこと、③これまで水のことでも不安に思つたことはなく、甲らの請求には応じられない、と主張した。

一方、丙は、乙から本物件が浸水したとは聞いておらず、調査義務違反があるとは思えないと主張したため、紛争になつた。

## 二 調整手続の経過

委員二名(弁護士一名、行政一名、不動産

鑑定士一名)により四回の調整を行つた。

調整の過程で甲らは、乙に対し、契約の解除の要求は撤回したが、浸水の話を事前に聞いておれば購入しなかつたし、大雨が降ると心配で眠れず、また、浸水のため物件の価値も下がつてゐるとして、損害賠償(当初五六六万円、その後丙と合わせ二〇〇万円)の支払いを求めた。また、丙に対しては、浸水については、事前に市で調査すればわかると

して、媒介手数料の三分の二の返還を求めた。

これに対して、乙は、①これまでの浸水は、いずれも家中には入つておらず、被害はな

かつたし、隠して売るつもりは全くなかつたこと、②価格については、甲らの要求に応じて二〇〇万円引きしていること、等を主張した。一方、丙は、浸水の事実は聞いていないし、家中への浸水ではないから、調査義務違反はないと考えるが、迷惑をかけたのは事実なので、お見舞金として、媒介手数料の三分の一は返還してもよい、と主張した。

もともと、本件冠水は、基本的に公共雨水管等の整備の遅れに起因するもので、市においても、平成六年度雨水解析を行つて、基本計画を策定し、将来計画に整合した雨水対策

を平成七年度以降実施することとしているところである。

委員より、甲らに対し、このような事情

及び瑕疵担保責任の主張には瑕疵、損害額等難しい面があること等を指摘し、他方、乙及び丙に対しても、現に浸水が発生しており、浸水の事実が事前にわかつておれば、価格等にも影響があつたであろうこと等を指摘し、これら諸般の事情を勘案して、解決金として、

① 甲らに対し、本案件の解決金として、乙は金二〇〇万円、丙は金一〇〇万円の各支払い、甲らはこれを受領した。

② 甲ら並びに乙及び丙は、本案件に関し、

前条に定めるほかに何等の債権債務のないことを相互に確認する。

③ 甲ら並びに乙及び丙は、今後互いに本案件に関し、裁判上、裁判外を問わず、一切の請求及び異議申立をしないものとする。

④ 甲らは、本案件に関し、東京都へなした丙への申立を取り下げる。

ところ、双方納得し、和解に至つた。

## 三 和解の内容